

## 平成18年度 日の里まちづくり委員会/事業報告(案)

まちづくり委員会

## 1. 日の里まちづくり委員会とは

日の里まちづくり委員会は、平成17年度に特別委員会の中に設置された「規約検討専門委員会」を基に、日の里コミュニティ運営協議会(以下協議会と呼ぶ)が目指す“まちづくりの目的”に沿って再編強化し、併せて名称を「日の里まちづくり委員会」として、平成18年12月に再出発を図った。

本委員会の主な特徴は以下の通り

事業活動の対象範囲は、規約類の改定だけに留まらず“日の里のまちづくり全般”とする。

中長期的な視点より、年度を越えて継続的な事業活動を推進する。

本委員会の下に、専門部会(小委員会)を設け、実効性のある取り組みを行う。

「日の里まちづくり委員会会則」及び「協議会の組織図」は平成19年2月の運営委員会で承認

## 2. 事業活動の基本方針

今年度、当委員会の事業活動は4ヶ月と短期間のため、以下の基本方針を基に推進した。

(1)平成19年度から開始される協議会の各種事業活動に関わる“緊急性の高い”規約・会則・規程類などの改定(新設)作業を優先とする。

(2)平成19年度の本委員会の事業活動を遅滞なく開始するために必要な計画案(たたき台)を作成する。

## 3. 個別事業活動の概要

(1)規約・会則・規程類、組織図関連の改定(新設)の案件

項番	件名 ( 目的・概要・ポイントなど)	活動の結果*
01	「日の里コミュニティ運営協議会役員選考規程」の改定 協議会の事業の実効性や継続性の視点より会長の選出方法などの見直し	新年度の継続案件とする
02	「日の里まちづくり委員会会則」の新設 中長期的な視点より“日の里のまちづくり”を推進するための継続的な組織体制	平成18年2月
03	「日の里コミュニティ運営協議会事務局職員の旅費に関する規程」の改定 役員分の文言を削除して、事務局職員の規程に特化	平成19年4月
04	「日の里コミュニティ運営協議会役員行動費支給に関する細則」の新設 費用弁償額は役職に関係なく一律	平成19年4月
05	「日の里コミュニティセンター利用規程」の新設 市よりコミュニティへの“業務移管”に伴う条文や文書類の整備	平成19年4月
06	「日の里地区コミュニティ運営協議会ヘルス推進員設置規程」の新設 市委託制度廃止に伴う日の里地区ヘルス推進体制の整備	平成19年4月
07	「日の里地区コミュニティ運営協議会青少年指導員設置規程」の新設 市委託制度廃止に伴う日の里地区青少年指導体制の整備	平成19年4月
08	「平成19年度運営協議会組織図」の改定 規約検討専門委員会の名称を「日の里まちづくり委員会」に変更 日の里体育指導員が(体育団体の代表として)健康福祉部会に参加	平成19年4月

\*「活動の結果」欄： 印は完了(上位機関に諮問して承認が得られた)、年月は発効時期

(2)平成19年度の事業計画案(たたき台)の作成 平成19年度/事業計画案を参照

新年度以降の事業活動の進め方

先ず「基本的考え方、方向性、進め方」に関する意見交換、合意形成を優先

新年度に本委員会が検討する案件候補一覧 平成19年度/個別案件一覧(案)を参照

## 4. 本委員会の開催日数

(1)本委員会: 12月～3月まで毎月1回 計4回

(2)小委員会: 12月～3月まで 計6回